答申

第1 審議会の結論

公立大学法人名古屋市立大学(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成25年11月6日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例(平成17年 名古屋市条例第26号)に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開 示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
 - (1) ハラスメント相談に係る審査会は、平成○年○月○日及び平成○年○月 ○日の2回開催されたらしいが、「委員会は、委員の3分の2以上の出席 により成立し、議事は出席者の過半数によって決する」としている。

異議申立人が行った個人情報の開示請求に対する平成25年10月31日付け個人情報一部開示決定通知書(25総務第113号の3)によると、平成〇年〇月〇日開催の第2回ハラスメント審査会(以下「本件審査会」という。)の出欠状況(以下「本件出欠状況」という。)を記した文書は、行政文書を作成しておらず不存在とのことである。

したがって、当時のハラスメント審査会委員長である名古屋市立大学副理事長の〇〇〇及びハラスメント審査会幹事である名古屋市立大学事務局総務課長(以下「総務課長」という。)の〇〇〇〇は、何をもって本件審査会を有効としたのか。有効なものとすることが分かるもの。(以下「本件請求情報①」という。)

- (2) 平成〇年〇月〇日に名古屋市立大学事務局総務課人事係の〇〇〇〇が起案した文書「ハラスメントの申立てに対する審議結果について(通知)」 (以下「本件起案文書」という。)には、「ハラスメント審査会 平成〇年〇月〇日(〇)開催」と記載されているが、「行政文書を作成しておらず」不存在にもかかわらず、何を根拠に記載されているのか。その根拠等の分かるもの。(以下「本件請求情報②」という。)
- 2 平成25年12月19日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求情報① 及び本件請求情報②(以下これらを「本件請求情報」という。)が存在しないことを理由として、非開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同月24日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議 申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨 本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月〇日開催のハラスメント審査会資料では、委員の出欠状況 が分かるようになっているが、本件審査会の資料には、当該審査会の成立 要件となるこれらの書類が全くなく、どの委員が出席してどのように表決 されたのか全く分からず、何をもって本件審査会を有効なものとしたのか 全く分からない。
- (2) 対象の行政文書が作成されていなければ、本件審査会の成立理由はなく、成立していない審査会の審議を経て起案された本件起案文書も不当なものである。
- (3) 今回の開示請求文書等も故意に隠蔽されているか廃棄されていると推測され、そもそも本件審査会を開催したのかどうかさえも疑問である。
- (4) 実施機関は、組織ぐるみのいじめ及び犯罪を隠蔽せず、自浄する意思を示すためにも真実の情報を開示すべきである。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件審査会の定足数を満たしていたかどうかについては、記録が残っていない。
- 2 委員の数がそれほど多くなく、日程調整の段階で誰が出席するのかある程度把握ができ、配席表もあることから、当日、定足数を満たしているかどうかは確認ができており、本件審査会については有効に成立している。

第5 審議会の判断

1 争点

本件請求情報が存在するか否かが争点となっている。

- 2 本件開示請求に至る経緯について 本件開示請求に至る経緯について、次の事実が認められる。
 - (1) 平成〇年〇月〇日、実施機関は、異議申立人に係る第1回ハラスメント 審査会を開催した。
 - (2) 上記(1) の審査会後、実施機関は、調査委員会の開催及び関係者への事情聴取を経て、平成〇年〇月〇日、ハラスメント相談に係る調査結果を最終決定する本件審査会を開催した。
 - (3) 同年〇月〇日、実施機関は、ハラスメント審議結果を異議申立人等へ通知した。
 - (4) 平成25年9月17日、異議申立人は、本件出欠状況を記した文書をその内容に含む個人情報の開示請求を行った。
 - (5) 同年10月31日、実施機関は、上記(4)の開示請求に対して、本件出欠状況を記した文書については、開示請求に係る保有個人情報が存在しないことを理由として一部開示決定を行った。
 - (6) 同年11月6日、異議申立人は、本件開示請求を行った。
- 3 本件請求情報について
 - (1) 当審議会の調査によると、実施機関が本件請求情報をその内容に含む議事の記録を作成していないことが確認された。
 - (2) また、本件審査会に関して、行政文書であるか否かを問わず、実施機関が作成又は取得した文書を当審議会が調査したところ、本件審査会の資料、本件審査会の招集に係る文書、第1回ハラスメント審査会の資料、調査委員会の調査結果報告に関するハラスメント対策委員からハラスメント防止対策委員会委員長への報告書(以下「委員長への報告書」という。)の起案文書、審議日程の予定が記載された文書及び総務課長の手持ち資料が存在することが確認されたことから、以下、これらが本件請求情報に該当す

るか否かについて検討する。

- ア 本件審査会の資料について内容を確認したところ、調査委員会の調査 結果報告書及び委員長への報告書で構成されたもので、本件請求情報の 記載は確認できなかった。
- イ 本件審査会の招集に係る文書について内容を確認したところ、会議の 開催に係る日時、場所等が記載されたもので、本件請求情報の記載は確 認できなかった。
- ウ 第1回ハラスメント審査会の資料について内容を確認したところ、当 該審査会の委員名及び委員の会議における配席が記載されているもので、 本件請求情報の記載は確認できなかった。
- エ 委員長への報告書の起案文書について内容を確認したところ、起案文 書の頭紙に委員長への報告書が添付されているもので、本件請求情報の 記載は確認できなかった。
- オ 審議日程の予定が記載された文書について内容を確認したところ、本 件審査会までの調査委員会等の開催予定日が記載されているもので、本 件請求情報の記載は確認できなかった。
- カ 総務課長の手持ち資料について内容を確認したところ、本件審査会に おいて説明を行うために、上記アの本件審査会の資料にある調査結果報告書の文中に線を引いたものであり、本件請求情報の記載は確認できなかった。
- (3) したがって、本件審査会の資料、本件審査会の招集に係る文書、第1回 ハラスメント審査会の資料、委員長への報告書の起案文書、審議日程の予 定が記載された文書及び総務課長の手持ち資料は、行政文書該当性を判断 するまでもなく、本件請求情報に該当しないと認められる。
- (4) 以上のことから、本件請求情報は存在しないと認められる。
- 4 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。
- 5 審議会の要望

実施機関は、平成〇年〇月〇日に本件審査会を開催しているが、議事内容 の記録を作成していないことが判明した。

本件審査会が、ハラスメント相談に係る調査結果を最終決定する重要な会議であることをかんがみれば、委員の出欠状況や議事内容を記録すべきものであるが、当該記録が存在しないということは、妥当であるとは言い難い。

したがって、この種の会議に関しては、行政文書として記録を作成するなど、事務の取扱いを改善するよう強く要望する。

第6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年1月9日	諮問書の受理
1月17日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月20日	実施機関の弁明意見書を受理
2月21日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付
	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反
	論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意
	見陳述申出書を提出するよう通知
3 月 24 日	異議申立人の反論意見書を受理
12月12日	調査審議
(第 197 回審議会)	実施機関の意見を聴取
平成27年2月13日	調査審議
(第 199 回審議会)	
5 月 22 日	調査審議
(第 202 回審議会)	異議申立人の意見を聴取
9月18日	調査審議
(第 206 回審議会)	
10月21日	調査審議
(第 207 回審議会)	
12月18日	調査審議
(第 209 回審議会)	
平成28年1月15日	調査審議
(第 210 回審議会)	
3月18日	調査審議
(第 212 回審議会)	
3月30日	答申